

私立高等学校等の授業料無償化制度について (平成28年4月以降に入学される生徒用)



1 授業料無償化制度の趣旨

大阪府では、大阪の子どもたちが、中学校卒業時の進路選択段階で、国公立高校と同様に、私立の高校や高等専修学校についても、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を保障するため、【国】高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」）と併せて【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金（以下「授業料支援補助金」）を交付することにより、私立高校等の授業料が無償となるよう支援しています。

2 授業料無償化制度の概要

平成28年度の新入生から、世帯区分と授業料負担の額の見直しを行っています。

- ▶ 年収590万円未満世帯 ⇒ 授業料負担が実質無償
 - ▶ 年収590万円以上800万円未満世帯 ⇒ 授業料負担が20万円
 - ▶ ただし、府内の私立高校に3人以上通わせている世帯については、次の負担額となるよう支援します。
 - ・年収590万円以上800万円未満世帯 ⇒ 授業料負担が10万円
 - ・年収800万円以上910万円未満世帯 ⇒ 授業料負担が20万円
- 〔授業料負担の額は、授業料が58万円以下の学校の場合であり、58万円を超える学校の場合は、その額に20万円を加えた額となります。〔65万円の授業料の学校の場合 ⇒ 授業料負担は27万円〕〕
- ※府内の私立高校に3人以上通わせている世帯のほか、府内の私立高校生が1名以上いる世帯であれば、他府県も含め私立高校等や大学等に兄弟姉妹を2人以上通わせている世帯についても支援対象となります。なお、大学等の進学をめざすいわゆる浪人生についても、高校等卒業後1年間に限り、特例的に人数に含めます。
- ※年収は、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のめやすを示すもので、実際は、裏面に記載しているとおり、市町村民税所得割額により判定します。



3 私立高校等に3人以上通わせている世帯の確認方法

- ①保護者に扶養されている子どもであること。
 <確認書類> 健康保険証の写し（国民健康保険加入者は、世帯全員の住民票（統括表記のもの））
 - ②私立高校等または大学等において教育を受けている生徒・学生であること（対象となる学校の範囲は、次頁4参照）
 <確認書類> 在学（在校）証明書
- ※大学等の進学をめざすいわゆる浪人生については、高校等卒業後1年間に限り、予備校等の在校証明書や当該子に対する教育費負担にかかる親権者からの申し出に基づき、特例的に大学等の学生とみなします。

<ある私立高等学校の授業料説明プリントより>

就学支援金(国)と授業料支援補助金(大阪府)の支給により
授業料は軽減されます。(平成27年から制度が変わりました)

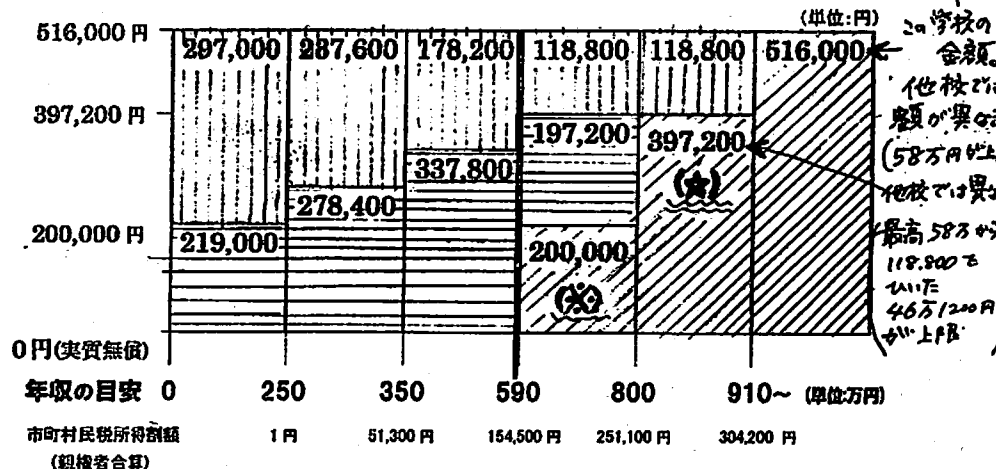
【授業料負担のイメージ図】

本校授業料は516,000円

(平成28年入学生の場合)

注) 私立高や大学に通う子供が三人以上いる家庭については、
年収に応じて保護者負担額が ★10万円、★20万円 となり、
その軽減分は大阪府の負担となる。

保護者負担額



■就学支援金(国)

資格: 親権者の市町村民税所得割額の合計額が304,200円未満(年収の目安が910万円未満)であること
 申請: 年2回(4月、7月)
 支給: 12月
 金額: 市町村民税所得割額により4ランク(イメージ図参照)あり。

■授業料支援補助金(大阪府)

資格: 生徒が国の就学支援金を受給していること
 ・該当年度10月1日において、大阪府内の私立高等学校等のうち知事が指定する就学支援推進校(本校指定済み)に在籍していること
 ・生徒及びその親権者が、大阪府内に在住していること
 ・親権者の市町村民税所得割額の合計額が251,100円未満(年収の目安が800万円未満)であること
 申請: 7月頃
 金額: 市町村民税所得割額により4ランクあり。なお、私立高校・大学などに通う生徒が3人以上いる家庭については、所得により自己負担額を軽減する(イメージ図参照)。

■就学支援金(国)及び授業料支援補助金(大阪府)の本校の取扱い

就学支援金(国)及び授業料支援補助金(大阪府)は、所定授業料を納入していただいた後、支給時に対象者へ還付いたします。
 なお、生徒本人の申請に基づき、学校が代理受領し、上記の相殺または還付を行います。